

コミュニティセンター助成事業の概要

【町内会館の新築等】



※申請を検討されている団体の代表者は、必ず事前に地域コミュニティ支援課までお問合せください。【電話 046-822-9510】

1 制度の概要

この助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの収入を原資として実施する社会貢献広報事業で、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

2 対象団体

認可地縁団体（法人化している町内会・自治会）
※認可地縁団体名義での、建物の保存登記が必要です。

3 助成金額

対象となる事業費の5分の3以内で10万円単位、限度額1,500万円。
※土地の取得・造成、既存施設の購入・解体処理、外構工事経費等は対象外です。

4 申請条件

以下の項目にすべてあてはまる団体で、申請を検討されている団体の代表者は、**必ず事前に地域コミュニティ支援課までお問合せください。**

【おもに以下の項目を確認させていただきます】

- 認可地縁団体（法人化している町内会・自治会）である。
- 令和6年4月1日～令和7年1月末の期間内での事業実施が確実である。
- 土地、財源が確保され、地域住民の総意が得られている。
（申請時点での「総会資料」や「議事録」、「財源の根拠資料」等の提出が可能である。）
- 使用する土地は、抵当権のおそれがなく、「登記簿謄本」「公図」の提出が可能である。
- 建物工事に関する「図面（平面図・立面図等）」「見積書」等資料の提出が可能である。
- 建物入口プレートや、備品に宝くじの広報表示が必要になる旨、承知している。
- 自治総合センターにおいて不採択となった場合、横須賀市の「町内会館建設費等補助金（対象事業費の10分の2又は10分の3以内）」の補助となる可能性があります。
そのことについて、団体内で同意が得られている。

5 申請期限・申請方法

- (1) 申請期限 **令和5年9月13日（水） 17時15分【持参にて必着】**
- (2) 申請方法 **まずは地域コミュニティ支援課までお問合せください。**
詳細をご案内します。【☎046-822-9510（平日8時30分～17時15分）】

6 その他

- (1) 自治総合センターで審査されるものであるため、申請した事業が必ずしも採択されるとは限りませんので、予めご承知おきください。
- (2) 一般コミュニティ助成事業（備品の整備）と併用しての申請はできません。